住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第4項における 「社会資本整備審議会が軽微な事項と認めるもの」の取り扱いについて(案)

> 令和〇年〇月〇日 社会資本整備審議会決定

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。) 第3条第4項(法第3条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)における 「社会資本整備審議会が軽微な事項と認めるもの」とは、次に掲げるものとする。

- 1 他の法令の制定又は改廃、制度の改正等に伴い当然必要とされる事項の変更
- 2 実質的な内容の変更を伴わない変更
- 3 日本住宅性能表示基準 (平成 13 年国土交通省告示第 1346 号) (法第3条の2第2項を準用する場合には、評価方法基準 (平成 13 年国土交通省告示第 1347 号)。以下同じ。)において引用する他の建築物の基準において仕様の追加、変更又は削除する改正が行われた場合における、日本住宅性能表示基準における同様の仕様の追加、変更又は削除(求める性能の水準が従前と同一である場合に限る。)
- 4 その他、会長が軽微な事項と判断した変更